

市の人事行政の 運営状況をお知らせします

人事行政の運営における公平性・透明性を高めるため、「伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の任免や給与などの状況をお知らせします。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 人事課 ☎22-9605 FAX22-9742
✉jinji@city.iga.lg.jp



◎職員給与の状況 (令和5年4月1日現在)

◎平均給料月額、平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	337,500円	441,600円	45.3歳
技能労務職	284,735円	330,191円	53.6歳

※給与とは、基本給である給料と、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当を含んだもの

◎初任給の状況

区分	初任給
一般行政職	大学卒 185,200円
	高校卒 154,600円

◎経歴年数別、学歴別平均給料月額の状況

区分	学歴	経歴年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	264,023円	310,902円	347,960円
	高校卒	226,420円	256,077円	323,818円

◎特別職の給料など (令和5年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額	期末手当等
市長	924,000円	期末手当 3.6月分
副市長	716,000円	
上下水道事業管理者	570,000円	期末手当 2.4月分 勤勉手当 1.9月分
教育長	591,500円	
議長	530,000円	期末手当 3.3月分
副議長	467,000円	
議員	423,000円	

※期末手当基礎額の報酬月額、20%の加算措置があります。

※教育長には、別途、扶養手当が支給されます。

◎職員数の状況

◎部門別の職員数 (各年4月1日現在 単位:人)

区分		職員数 (R4)	職員数 (R5)	増減
		一般行政部門	議会	7
一般行政部門	総務企画	183	188	5
	税務	35	36	1
	労働	0	0	0
	農林水産	29	29	0
	商工	13	12	-1
	土木	67	64	-3
	民生	247	248	1
	衛生	57	56	-1
特別行政部門	小計	638	640	2
	教育	95	91	-4
	消防	170	171	1
公営企業等会計部門	小計	265	262	-3
	病院	267	278	11
	水道	30	31	1
	下水道	14	13	-1
	その他	33	32	-1
	小計	344	354	10
合計		1,247	1,256	9

◎新規採用者数

(令和4年度に実施した試験・選考の結果 単位:人)

採用区分	職種	採用者数	うち女性
競争試験	事務職	15	8
	技術職	2	0
	学芸員	2	1
	保育士	6	6
	消防職	2	0
	救急救命士	1	0
	合計	28	15
選考	医師	7	1
	臨床検査技師	1	1
	診療放射線技師	1	0
	看護師	18	16
	作業療法士	1	1
	介護福祉士	4	3
	事務職(任期付)	1	0
合計	33	22	

※男女共同参画の観点から、女性の人数を掲載しています。

◎退職者数 (令和4年度)

定年退職	18人
勸奨退職	3人
普通退職等	36人
合計	57人

※再任用職員は除く。



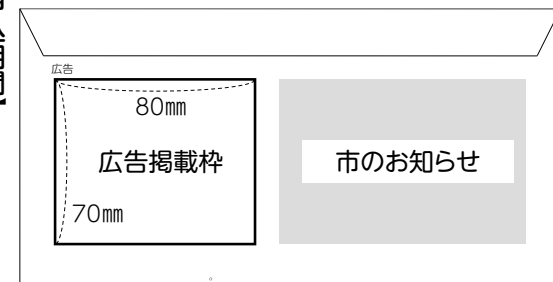
【募集する封筒の種類と広告掲載料】

名称	送付先	発送時期	発送数(予定)	掲載料
市民税・県民税納税通知書用封筒	市民税・県民税の納税者のうち、普通徴収による納税者	令和6年6月中旬	約2万通	2万円
軽自動車税納税通知書用封筒	軽自動車税の納税者	令和6年5月上旬	約3万通	3万円
固定資産税納税通知書用封筒	固定資産税の納税者	令和6年4月上旬	約5万通	5万円

※この発送時期以降、約1年の間に随時発送することがあります。

※発送予定数を越えた場合、広告掲載のない納税通知書用封筒を送付することがあります。

【申込期間】 11月1日(水)～15日(水)
【掲載の決定方法】 広告の内容を審査した後、市内に本店、支店、営業所などがある者を優先し、抽選により決定します。
※詳しくは、「伊賀市納税通知書用封筒広告掲載募集要項」をご確認ください。
※事業者の業種などによっては、広告を掲載できない場合があります。



広告掲載イメージ

【対象者】 民間事業者・公共的団体
【掲載箇所】 封筒の裏面
【募集枠】 各封筒につき1枠
【広告の規格】 大きさは縦70mm×横80mm、色は黒1色、広告主の名称と連絡先を明記したものの原稿はeps形式)
【申込方法】 詳しくは市ホームページをご覧ください。

【申込先・問い合わせ】 課税課 ☎22-9614 FAX 22-9618 ✉kazei@city.iga.lg.jp



納税通知書用封筒に広告を掲載しませんか

障害基礎年金をどう存じですか

障害基礎年金は、国民年金加入中または20歳になる前の病气やけがなどで、法令に定められている障害等級の1級または2級の障がいの状態*になった場合に請求をすることができま。詳しくはお問い合わせください。

*身体障害者手帳の等級とは異なります。

◆令和5年4月分からの年金額(定額)

- 99万3750円(1級)
- 79万5000円(2級)

障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや、得た後その人によって生計を維持されている子ども*がいる場合、子ども的人数によって加算があります。

*18歳になる年度の末日までの子または障害等級1級・2級の障がいの状態にある20歳未満の子

◆対象者

次のいずれかに当てはまる人

- 国内に住所があり、初診日(病气やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金の被保険者の人または、国民年金の被保険者であった65歳未満の人(老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は除く)で、初診日の属する月の前々月までの全被保険者期間に3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む。)があるか、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がない人
- 20歳になる前に初診日があり、障害認定日*に法令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態になった人または障害認定日に該当しなかった人が65歳になる前日までに該当するようになった人

※20歳になる前の傷病で障害年金を請求する場合、納付要件は問われませんが、本人の所得制限があります。

*病气やけがにより初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日

【問い合わせ】 ○保険年金課 ☎22-9659 FAX 26-0151 ✉hoken@city.iga.lg.jp
○津年金事務所 ☎059-228-9112

